

愛川町空き家バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に所在する空き家の有効活用を促進するための措置を講ずることにより、良好な生活環境の保全及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛川町空き家等対策計画で定める空き家のうち個人が居住を目的として建築された建物（一戸建てのものに限る。）をいう。ただし、通常の不動産取引が困難な物件であるなど、特別な事情がある場合については、この限りではない。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク事業 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から登録の申込みを受けた当該空き家に係る情報を、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、町ホームページ及び窓口で提供し、利用希望者を所有者等に紹介する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク事業以外による空き家の売買、賃貸等の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録の申込み等)

第4条 空き家バンク登録台帳に登録しようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家バンク登録台帳登録申請書（第1号様式）に空き家バンク登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、当該空き家の実地調査等を行い、当該空き家が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

- (1) 当該空き家の全ての所有者等が空き家バンク事業の趣旨を理解し、登録することについて承諾をしていること。
- (2) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者が所有する空き家でないこと。

- (3) 不動産競売にかけられた状態ないこと。
- (4) 空き家バンク登録台帳に登録しようとする空き家に住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定に基づき本町の住民基本台帳に登録されている者がないこと。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録台帳登録完了通知書（第3号様式）を登録申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定により登録された情報について、毎年1回次条に規定する登録者の意向確認を行うものとする。

（登録事項の変更又は取消しの届出）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったとき又は当該空き家バンク登録台帳への登録を取り消そうとするときは、速やかに空き家バンク登録台帳登録変更（取消し）届出書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳への登録を抹消するとともに、空き家バンク登録台帳登録抹消通知書（第5号様式）により登録者に通知するものとする。

- (1) 前条の規定による登録の取消しの届出があったとき。
- (2) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

（空き家情報の提供）

第7条 町長は、必要に応じて、空き家バンク登録台帳に登録された情報を町ホームページ及び窓口で提供するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第8条 町長は、登録者と利用希望者との空き家に関する売買、賃貸借等の交渉等については、直接これに関与しないものとする。

（宅地建物取引業者との連携）

第9条 町長は、空き家バンク事業を円滑に実施するため、宅地建物取引業者と必要な連携を図り、事業の推進を行うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。